埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年九月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

令和四年九月十六日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 告 澤 隆

道路の種類 線

県 道

道路の区域

越谷川口線

新	ĺΞ	旧 新 別
二四八番五地先まで	二四八番五地先から川口市大字赤山字山王町	区間
九 一 八 一 · 〇 七	八·六 一 〇·四 三	(メートル) 敷地の幅員
	一 六 九 三	(メートル) 長
	道路改良事業による。	備考